

諮問番号：平成30年度諮問第37号

答申番号：平成30年度答申第34号

答 申 書

第1 審査会の結論

本件審査請求については、棄却されるべきである。

第2 審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人（以下「請求人」という。）の主張

請求人は、対象児童について、次の事情を顧みずになされた原処分（特別児童扶養手当資格喪失処分）は、違法、不当であると主張しているものと解される。

- (1) I V Hは抜去したが、手術により小腸を切除しており、小腸は20cmほどしかないため、物を食べると下して体調を崩してしまう。
- (2) 風邪をひくと体重が激減し、回復しても体重増加が難しい状態である。
- (3) 高カロリーの菓を飲ませているが、またI V Hを挿入しなければならない可能性がある。

2 処分庁の主張の要旨

- (1) 障害の認定は、特別児童扶養手当認定診断書に基づき、その全身状態、栄養状態、年齢、術後の経過、予後、原疾患の性質、進行状況等、具体的な日常生活状況等を考慮し、総合的に認定するものとされており、このように障害の認定が同診断書に基づき行うこととされている趣旨は、医学的・専門的見地から対象児童を診断し、障害の認定の適正を確保するためである。
- (2) 請求人の主張する事情については、本件診断書に記載されておらず、認定は診断書に記載された内容に基づき適正に判断したものである。

第3 審理員意見書の要旨

- 1 原処分は、本件診断書に基づき、処分庁の嘱託医師の審査判定も得て総合的に判断した上で行われており、法令等の規定に従い、適正に行われたものであるから、違法、不当な点は認められない。
- 2 請求人は、対象児童について、前記第2の1に掲げる事情を顧みずになされた原処分は、違法、不当であると主張しているものと解される。

しかしながら、対象児童については、本件診断書において「ほぼ生活上の制限はない」との記載があり、一般状態区分表は2級におおむね相当するとされる「Ⅲ」よりも軽度の「Ⅱ」（軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、

歩行、軽い運動や座業はできるもの)とされているのであって、請求人の主張する事情には、本件診断書に記載されている内容を超える新たな事情はなく、認定基準にいう「日常生活が極めて困難であるもの」に該当するとまではいえない。また、対象児童が今後I V Hを再挿入しなければならない可能性があることについては、今後そのような状態になる可能性があるというにとどまるのであって、本件診断書の作成時点において、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度にあるとまでは認めることができない。

- 3 以上のとおり、原処分は、適法かつ正当に行われており、また、請求人の主張にはいずれも理由がなく、本件審査請求は、棄却されるべきである。

第4 調査審議の経過

平成30年12月12日付けで審査庁である北海道知事から行政不服審査法第43条第1項の規定に基づく諮問を受け、同月18日の審査会において、調査審議した。

第5 審査会の判断の理由

特別児童扶養手当の支給に係るその他の疾患（認定基準第1節から第15節までにおいて取り扱われていない疾患）による障害の程度は、認定基準によれば、全身状態、栄養状態、年齢、術後の経過、予後、原疾患の性質、進行状況等、具体的な日常生活状況等を考慮し、総合的に認定するものとされており、具体的には、特別児童扶養手当認定診断書に基づいて処分庁の嘱託医師が行った障害判定結果を受けて、処分庁が行うこととなる。

そこで本件診断書をみると、対象児童については、「短腸症候群」であるとされ、傷病の原因又は誘因は「先天性小腸閉鎖」と記載されている。また、症状の良くなる見込みは「不明」であり、短腸症候群のため在室で中心静脈を使用していたこと、食事の内容により時に下痢しやすいこと及び予後に関して食事だけで栄養がとれるかどうか不明との記載があることが認められる。

他方、対象児童は、平成28年2月にはカテーテルが抜去され、現在は服薬のみとなっており、日常生活活動能力については「ほぼ生活上の制限はない」との記載があるほか、一般状態区分については「Ⅱ 軽度の症状があり、強い運動は制限を受けるが、歩行、軽い運動や座業はできるもの」とされるにとどまっている。これらの記載からは、対象児童が認定基準にいう日常生活が著しい制限を受ける状態にあるとまでは認められない。

以上のことから、対象児童について特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表第3に定める障害の状態に該当するとまではいえないとした嘱託医師の判定とそれを受けて原処分を行った処分庁の判断には、いずれも違法、不当な点は認められないというべきである。

したがって、原処分にはこれを取り消すべき違法又は不当な点は認められず、

審理員の審理手続についても、適正なものと認められるから、本件審査請求は棄却されるべきであるとした審査庁の判断について、前記第1のとおり、これを是認するものである。

北海道行政不服審査会

委員（会長） 岸 本 太 樹

委員 中 原 猛

委員 八 代 眞 由 美